

その他流動資産	30,732	11,598	△ 19,134	-165%
流動資産 計	7,315,776	7,426,727	110,951	1%
固定資産				
貸付事業資産	6,505,005	6,885,765	380,760	6%
事業用土地資産	6,011,503	5,109,272	△ 902,231	-18%
その他事業資産	325,923	202,254	△ 123,669	-61%
有形固定資産	7,139	5,862	△ 1,276	-22%
無形固定資産	15,553	19,894	4,341	22%
その他固定資産	4,400	204,534	200,134	98%
固定資産 計	12,869,523	12,427,582	△ 441,941	-4%
繰延資産（開発費）	5,180	0	△ 5,180	-
繰延資産合計	5,180	0	△ 5,180	-
資産合計	20,190,479	19,854,309	△ 336,170	-2%
流動負債				
次期返済長期借入金	215,420	4,117,500	3,902,080	95%
未払金	401,375	200,639	△ 200,735	-100%
前受金	28,643	62,538	33,896	54%
預り金	369,607	337,401	△ 32,206	-10%
その他流動負債	0	1,070	1,070	100%
流動負債 計	1,015,044	4,719,148	3,704,104	78%
固定負債				
長期借入金	17,273,562	13,345,813	△ 3,927,749	-29%
預かり保証金	277,343	352,325	74,982	21%
引当金	364,066	339,259	△ 24,807	-7%
その他固定負債	245,290	257,680	12,391	5%
固定負債 計	18,160,261	14,295,078	△ 3,865,183	-27%
特定準備金				
住宅等地分譲事業準備金	466,496	241,741	△ 224,755	-93%
賃貸住宅管理事業準備金	-	3,224	3,224	100%
特定準備金合計	466,496	244,965	△ 221,530	-90%
負債合計	19,641,801	19,259,191	△ 382,609	-2%
基本金	10,000	10,000	0	0%
剰余金	538,678	585,118	46,440	8%
資本合計	548,678	595,118	46,440	8%
負債及び資本合計	20,190,479	19,854,309	△ 336,170	-2%

第3 前回監査の指摘・意見等への対応

(1) 課題解決のための中・長期計画が作成されていない。

<対応>
平成13年2月28日、「中・長期展望における公社の今後のあり方について」を策定し、その計画に従って、経営改善策を実施している。

(2) 部門別管理が行われていない。

<対応>
公社で実施している分譲事業、管理事業、及び受託事業の各部門ごとに損益を把握し、部門ごとの採算を考慮した管理ができるよう仕組みを改めた。

(3) 経済性を考慮した分譲区画の設定に留意すべきもの

<対応>
土地利用計画において、極力道路・公園等の公共施設に利用するようにしているが、配置計画上新じた区画については、価格設定等で配慮することとしている。

(4) 業務のマニュアル化と証拠書類の整備保管を必要とするもの

<対応>
財務会計システム、事業資産管理システム等の電算化を実施し、業務のマニュアル化を行うとともに、証拠書類の整備保管を行うこととした。

(5) 小切手の管理で留意すべきもの

<対応>
不正使用防止のため、小切手帳の購入時点で繰引きすることとした。

(6) 十分な引当金の設定と取崩基準を明確化すべきもの

<対応>
平成14年度、全国住宅供給公社等連合会で新基準が策定され、その内容に沿って引当金設定基準と取崩基準を定め、その基準に従った設定・取崩とするよう扱うこととした。

第4 監査の結果

(1) 完成工事についての会計処理に誤りのあるもの

平成14年度に発注した山宮賃貸住宅の外壁工事は、繰越工事として、平成15年7

月に完成した。公社では、平成14年度に業者に対し、前払金として24,486,000円を支払った。

この会計処理につき、公社では、修繕引当金の取崩処理を行い、前渡金として貸借対照表上は計上していなかった。

本来、工事完成をもって修繕引当金の取崩処理をすべきであったが、支払年度においては、前渡金として処理し、完成年度に引当金の振替処理をすべきである。

(2) 住まいのしおりの改定は適時に行うべきもの

公社では、県営住宅の募集手続に関する委託事業を行っており、入居者に対して入居条件の説明を行うが、宅建業法における重要事項説明の義務はなく、住まいのしおりがこれに代わるものになっている。

しかし、住まいのしおりの更新が一部なされておらず、実際のしおりに記載された内容に差が生じている。

入居予定者に対し、正確な入居条件等を開示するためにも、条件変更等があった場合には、重要事項説明に代替する住まいのしおりを改訂すべきである。

(3) 分譲住宅譲渡契約を検討すべきもの

売建契約については、土地の販売契約時に建物の販売も同時に行うため、「分譲住宅譲渡契約書」において建物の構造、規模、建物金額及び消費税等を空欄のまま締結し、最終的にこれらの事項が確定した時に記入している。また、同時に当該契約書の別紙「分譲住宅譲渡契約に係る確約書」において上記事項の予定する内容を記入している。

本来は建物建築終了後に譲渡契約を行うべきであるが、購入者からの契約が放棄となった場合の危険性を考慮し、また、購入者が支払う印紙税の負担を極力低減するために現在のような手続を行っている。契約締結時に上記事項が空欄のまま行われては建物の譲渡契約内容としては不適切と考えられ、検討が必要である。

また、「分譲住宅譲渡契約に係る確約書」は契約書と同じ日が入居されており、印紙の貼付は行われていない。取引の実態に基づけば当該確約書も予約契約書と見做され、課税文書(印紙税法別表第1号の1)に該当することとなる。契約に当たっては適切な処理に努められたい。

(4) 「決算報告書」作成に当たり留意すべきもの

① 「新基準」の適用についての注記」をすべきもの

平成14年度から「地方住宅供給公社会計基準」が適用されており、平成14年度決算報告書には「新基準」の適用についての注記が必要であるが、記載されていない。なお、当該注記には新基準適用の旨及び新基準適用による振替表を記載することが必要である。

② 貸与引当金を計上すべきもの

平成14年度決算報告書では貸与引当金(13,053千円)が計上されていない。

「地方住宅供給公社会計基準注釋」では、計画修繕引当金、退職給付引当金、債務保証損失引当金及び貸倒引当金が例示されているが、貸与引当金の計上を妨げるものではなく、期間損益計算をより適正に行うためには貸与引当金を計上すべきである。

③ 時価会計の導入を検討すべきもの

「地方住宅供給公社会計基準」では規定されていないが、企業会計における「販売用不動産等の強制評価減」や「減損会計」の適用を検討して、より正確な時価に即した公社の実態を開示すべきものと思料される。

(5) リース契約にあたり適正に行うべきもの

公社における平成14年度の自動車、事務用機器等のリース契約中(リース期間48カ月及び60カ月)のものは、下表のとおり随意契約総額30,333,816円、支出額6,787,894円となっている。

これらのリース契約にあたり、①予定価格については、契約の性質が予定価格の設定を要しないものとして設定していないこと ②見積書については、随意契約を締結するときはなるべく2社以上から徴すべき(公社財務規則第87条第87条第2項)ところ、1社のみとなっていることなど、契約手続としては、適正を欠いている。

本件の契約の性質は、同業者も存在し競争性及び経済性からみて予定価格は的確に設定すべきものであり、また、同様に見積書は2社以上から徴すべきものであり、実質的には特命随意契約となっている。

コスト管理を徹底するうえからも、リース契約の手続きを適正に行うべきである。

(表4) リース契約執行状況

種別	品名	契約額	支出額
自動車 (3社)	セリック、日産ADベ、日産サニー 白根ADベ、双葉ADベ、ワゴンR トヨタクラウンエース、パジェロミニ	11,384,100円	2,467,500円
コピー機械 (1社)	会社カラーコピー、白黒コピー CADプロッター、白根プロックス 双葉プロックス	4,862,500円	1,831,913円
パソコン等 (1社)	パソコン(4台)、財務会計用PC、 ワープロ、白根パソコン、 双葉パソコン、ノートパソコン他	14,067,216円	2,488,481円
	計	30,333,816円	6,787,894円

<p>(6) 公営賃貸住宅管理受託業務の拡充の促進が望まれるもの 山梨県住宅供給公社における事業計画の重点項目の一項目として、公営賃貸住宅の管理受託業務の拡充が挙げられている。 この公営住宅の管理受託業務の現状についてみると、昭和59年度から県営住宅の管理業務受託(95団地7,679戸)と、平成14年度から芦安村公営住宅の管理業務受託(9団地67戸)となっている。 ところで、県内市町村における公営住宅管理戸数は、平成15年3月末現在、7市では、95団地5,845戸、50町村では、218団地4,355戸と数多くの管理業務受託対象がある。 したがって、公社の活性化を図るうえからも、公社が擁する専門的ノウハウ・機動力を活かして技術的・人的支援による市町村の住宅施策のバックアップと合わせて、管理受託業務の拡大促進を積極的に展開することが望まれる。</p> <p>(7) 設計内訳を明確にすべきもの 平成13年度双葉鳥ヶ池NT・杏色の街二次(大和)分譲住宅外構工事(北巨摩郡双葉町竜地鳥ヶ池ニュータウン内 請負金額611万1千円 工期平成14年4月16日～5月17日)は、第一工区内の門塙、駐車場、階段アプローチ、植栽等の工事を施工するものである。 このうち、植栽工事の設計についてみると、例えば、ヤマボウシ、カツラは、樹高3m一本当り単価が、それぞれ33,250円、28,500円となっており、市場価格(ヤマボウシ21,600円、カツラ9,600円)と相当の差異がある これは、設計内訳明細を示さず支柱材、手間及び経費等を含めて積算しているものであり、適切でない。 今後は、直接工事費と間接工事費の区分を含め、設計内訳を明確にすべきである。</p>	<p>IV 山梨県道路公社</p> <p>第1 監査の概要</p> <p>1 監査の範囲 平成13年度、平成14年度の事業について</p> <p>2 監査実施期間 平成15年8月19日から平成16年3月23日まで</p> <p>第2 監査対象の概要</p> <p>1 事業の概要 平成9年4月に山梨県企業局から引き継ぎ料金ゾール制をとる富士山有料道路及び河口湖大橋有料道路と、平成10年度に供用を開始した清里高原有料道路及び雁坂トンネル有料道路の4路線、3事業所をもって有料道路の維持管理事業を主として行っている。</p> <p>(1) 有料道路維持管理事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 富士山有料道路 ・ 河口湖大橋有料道路 ・ 雁坂トンネル有料道路 ・ 清里高原有料道路 <p>(2) 受託業務</p> <p>山梨県より富士スバルラインマイカー規制を受託 山梨県及び埼玉県より国道140号維持管理業務を受託</p> <p>(3) 独自業務</p> <p>平成13年度から田富高架下駐車場を営業</p> <p>2 県との関係(道路建設課・道路維持課)</p> <p>(1) 出資出捐の状況</p> <p>基本金 3,115,000千円の出捐の内容は次のようになっている。</p> <p>山梨県出資金 2,502,500千円 (比率80.3%) 埼玉県出資金 612,500千円 (比率19.7%)</p>
---	---

(2) 人員受入

副理事長は、県OBであるが、その他は基本的に県からの 16 名の県派遣職員と各事務所の事務員は臨時雇用で運営されている。
ただし、平成 15 年度に土地開発公社及び住宅供給公社との事務部門の統合により、事務管理体制は、変更されている。

(3) 県からの業務委託関係

富士スバルラインマイカー規制、雁坂トンネル前後の国道 140 号の維持管理業務を受託している。

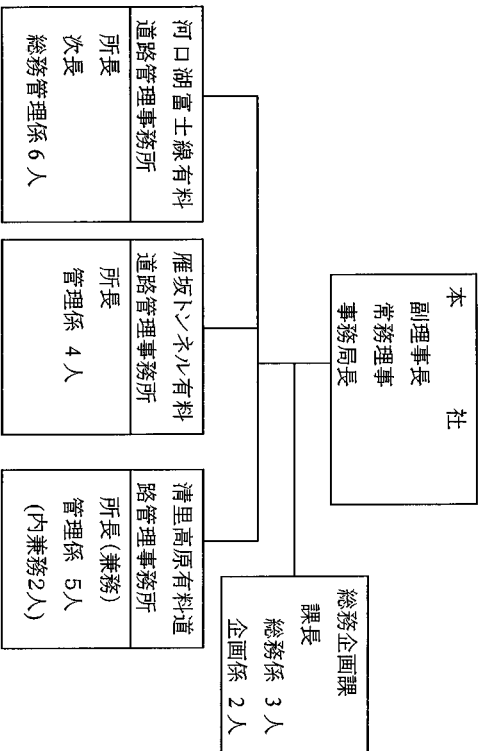
(4) 保証契約等資金援助関係

銀行借入れについては基本的に県からの保証を受けている。
債務保証額 6,382,357 千円

3 組織

公社は、本社を甲府市丸の内一丁目 10 番 5 号に、各有料道路の管理事務所を3箇所につき、役員2名及び職員22名(うち県派遣県職員15名)の1課3管理事務所で構成されている。

組織図(平成15年4月1日)



4 公社の経営状況について

(1) 経営成績

平成 13 年度及び 14 年度の経営成績は表 1 のとおりである。

平成 14 年度の営業収入は、1,487,607 千円で前期比 128,670 千円減少した。これは平成 13 年度に八ヶ岳横断有料道路の無料開放によるものである。営業費用については、道路管理費 691,708 千円(前期比 349,086 千円減少)と一般管理費 70,680 千円(前期比 31,297 千円減少)となっている。これも、減少の主なものには八ヶ岳横断有料道路事業の終了によるものである。

なお、平成 13 年度の特別損益も八ヶ岳横断有料道路事業終了による損益の精算による。

各有料道路の損益の概要は次のようになっている(表 2 参照)。

① 富士山河口湖有料道路は、平成 13 年度に河口湖の欄干修繕費 263 百万円を道路管理費と計上しており、この額を除くと 346 百万円(損益率 58.1%)となっており、特に異常はない。

富士山有料道路については、富士山を世界遺産に登録しようという動きもあり、これらの規制により平成 14 年度は 40 万台とピーク時(平成 2 年度)に比べて交通量が 6 割程度に落ち込んでいる。

河口湖大橋有料道路については、平成 14 年度は 159 万台と特に低いことはない。いずれも、平成 17 年 6 月に無料化の期限がせまっており、これが課題でもある。

② 清里高原有料道路は当初の見込と比べ、交通量が減っていること、夏に片寄っており一年を通して安定的な収益を見込めないこと、平成 13 年度に少し持ち直したが、傾向的に減少している。

③ 雁坂トンネル有料道路の通行量は、傾向的に増加しているが、当初見込みに比べて 88%とやや少ない。

④ 八ヶ岳横断有料道路は、13 年度に無料開放し、道路資産を県に譲渡した。

(表1) 比較損益計算書

(単位 千円)

科 目	平成13年度 (A)	平成14年度 (B)	比較増減 (B-A)	増減比率 (B-A)/A
(収益の部)				
営業収入	1,616,277	1,487,607	△128,670	-8%
道路収入	1,612,851	1,482,003	△130,848	-8%
駐車場料金収入	3,426	5,604	2,178	64%
営業費用	1,144,932	765,688	△379,244	-33%
道路管理費	1,040,794	691,708	△349,086	-34%
八ヶ岳	92,749	△92,749	△92,749	-100%
河口湖富士山	609,060	329,842	△279,218	-46%
清里高原	33,962	71,026	37,064	109%
雁坂トノネル	305,022	290,839	△14,183	-5%
(道路損益)	(572,057)	(790,295)	(218,238)	38%
駐車場管理費	2,162	3,301	1,139	53%
一般管理費	101,977	70,679	△31,298	-31%
諸減価償却費	12,830	11,009	△1,821	-14%
退職手当引当損	911	1,137	226	25%
営業損益	457,604	709,773	252,169	55%
営業外収入	15,246	6,402	△8,844	-58%
利息収入	204	10	△194	-95%
雑収入	15,042	6,391	△8,651	-58%
営業外費用	151,220	140,726	△10,494	-7%
支払利息等	117,184	98,662	△18,522	-16%
消費税納付金	34,036	42,064	8,018	24%
雑損失		10	10	
経常損益	321,630	575,449	253,819	79%
諸引当損	297,345	567,220	269,875	91%
損失補填引当損	63,384	62,459	△925	-1%
修繕準備引当損	27,000	27,000	0	
償還準備金繰入額	206,961	491,034	284,073	137%
同 取崩額		△13,273	△13,273	
道路引当後損益	24,285	8,229	△16,056	-66%
受託業務収入	161,546	64,813	△96,733	-60%
受託業務損	161,546	64,813	△96,733	-60%
特別利益	636,511	562	△635,949	-100%
その他特別利益	14,700	562	△14,138	-96%
業務補助金収入	621,811	△621,811	△621,811	-100%
特別損失	645,975	7,201	△638,774	-99%
過年度損益修正損	603	7,201	6,598	
引継事業損失圧縮損	645,372		△645,372	-100%
(当期利益)	14,820	1,589	△13,231	-89%

(表2) 有料道路事業の3年間の推移

(単位：金額・千円、台数・千台)

有料道路名	平成12年度 (A)	平成13年度 (B)	増減額 (C)=(B-A)	増減率 (C)/(A)	平成14年度 (D)	増減額 (E)=(D-B)	増減率 (E)/(B)
河口湖富士山							
通行台数	2,153	2,066	△87	-4%	1,996	△70	-3.4%
収入	873,716	825,620	△48,096	-6%	826,180	560	0.1%
管理費	360,718	609,060	248,342	69%	329,842	△279,218	-45.8%
損益	512,998	216,560	△296,438	-58%	496,338	279,778	129.2%
率	59%	26%	-32%		60%	34%	
清里高原							
通行台数	420	434	14	3%	418	△16	-3.7%
収入	105,968	108,527	2,559	2%	104,468	△4,059	-3.7%
管理費	46,796	33,962	△12,834	-27%	71,026	37,064	109.1%
損益	59,172	74,565	15,393	26%	33,442	△41,123	-55.2%
率	56%	69%	13%		32%	-37%	
雁坂トノネル							
通行台数	672	720	48	7%	698	△22	-3.1%
収入	519,895	557,004	37,109	7%	551,355	△5,649	-1.0%
管理費	302,594	305,022	2,428	1%	290,839	△14,183	-4.6%
損益	217,301	251,982	34,681	16%	260,516	8,534	3.4%
率	42%	45%	3%		47%	2%	
八ヶ岳							
通行台数	541	404	△137	-25%			
収入	164,051	121,700	△42,351	-26%			
管理費	118,831	92,749	△26,082	-22%			
損益	45,220	28,951	△16,269	-36%			
率	28%	24%	-4%				
計							
通行台数	3,786	3,624	△162	-4%	3,112	△108	-3.4%
収入	1,663,630	1,612,851	△50,779	-3%	1,482,003	△9,148	-0.6%
管理費	828,939	1,040,793	211,854	26%	691,707	△256,337	-27.0%
損益	834,691	572,058	△262,633	-31%	790,296	247,189	45.5%
率	50%	35%	-15%		53%	18%	

(注)14年度の合計欄の差額は八ヶ岳を除いている

(2) 財政状態

平成13年度及び14年度の財政状態は、表3のとおりである。

総資産は、623億円であるが、その主なものが有料道路資産の617億円である。平成13年度に比して351百万円減少しているが、未収未払の償還債務の精算状況によるものである。

借入金6億円の減少は、主に八ヶ岳横断有料道路の事業終了に伴う返済であり、これは県からの補助金収入に対応する。償還準備金の791百万円増加のうち3億円は精算

に伴い引継ぎ損益の振替に伴うものである。なお、借入金の状況は表4のようになっている。

(表3) 比較貸借対照表

(単位：千円)

科 目	平成13年度	平成14年度	比較増減	増減比率
	(A)	(B)	(B-A)	(B-A)/A
流動資産	930,700	596,927	△ 333,773	-35.9%
現金預金	694,417	590,311	△ 104,106	-15.0%
未収金	236,283	6,616	△ 229,667	-97.2%
固定資産	61,688,698	61,670,528	△ 18,170	0.0%
事業資産				
道路事業資産	61,639,822	61,639,259	△ 563	0.0%
富士山	1,958,245	1,957,682	△ 563	0.0%
河口湖大橋	564,376	564,376	0	0.0%
清里高原	11,633,105	11,633,105	0	0.0%
雁坂トンネル	47,484,096	47,484,096	0	0.0%
駐車場事業資産	2,974	2,686	△ 288	-9.7%
有形固定資産	153,750	132,972	△ 20,778	-13.5%
減価償却累計額	△ 113,037	△ 108,729	4,308	-3.8%
無形固定資産	2,491	2,491	0	0.0%
電話加入権	2,491	2,491	0	0.0%
その他投資	2,698	1,848	△ 850	-31.5%
繰延資産		620	620	
資産合計	62,619,398	62,268,074	△ 351,324	-0.6%
流動負債	300,816	53,897	△ 246,919	-82.1%
未払費用	300,099	52,947	△ 247,152	-82.4%
前受金	467	467	0	0.0%
その他の流動負債	250	483	233	93.2%
固定負債	7,776,119	7,132,133	△ 643,986	-8.3%
長期借入金	7,662,316	6,991,955	△ 670,361	-8.7%
退職手当引当金	3,105	3,329	224	7.2%
修繕準備引当金	108,000	135,000	27,000	25.0%
特別法上の諸引当金等	2,181,892	3,035,375	853,483	39.1%
道路事業損失引当金	241,502	303,961	62,459	25.9%
償還準備金	1,940,390	2,731,414	791,024	40.8%
負債合計	10,256,129	10,219,556	△ 36,573	-0.4%
基本金	3,115,000	3,115,000		
剰余金	49,245,571	48,931,670	△ 313,901	-0.6%
資本剰余金	49,222,944	48,921,551	△ 301,393	-0.6%
事業資産受贈財産 評価額	48,814,044	48,814,044	0	0%
工事負担金	26,795	26,795	0	0%
有形固定資産引継財産評価額	81,039	78,811	△ 2,228	-3%
無形固定資産引継財産評価額	1,901	1,901	0	0%
引継事業損益	299,165		△ 299,165	-100%
準備金	22,628	10,119	△ 12,509	-55%
資本合計	52,360,571	52,046,670	△ 313,901	-0.6%
負債及び資本合計	62,619,398	62,268,074	△ 351,324	-0.6%

(注) 長期借入金については修正している。

(表4)借入金の状況 (単位：千円)

	平成13年度	平成14年度	増減	利率	償還期間
政府借入金	4,441,071	4,258,954	△182,116	-	10年~15年
公営企業金融公庫	2,591,726	2,243,113	△348,613	1.9% ~ 5.5%	11年~20年
市中銀行等借入金	632,217	491,737	△140,480	2.13% ~ 4.5%	2年~15年
合 計	7,665,014	6,993,804	△671,210		

第3 前回監査の指摘・意見等への対応

- (1) 事業収入に係る帳簿等を整備すべきもの
 <対応>
 措置済み
- (2) 道路整備(倉庫)につき台帳整理すべきもの
 <対応>
 措置済み
- (3) 準備金の会計処理を適切に行うべきもの
 <対応>
 過年度分は平成11年度に前期損益修正として修正準備金の趣旨に沿うべく規程の一部改定
- (4) 出来高検査報告書を適切に整備すべきもの
 <対応>
 措置済み
- (5) 会計処理手続き(建設仮勘定)に留意すべきもの
 <対応>
 措置済み
- (6) 交通事故による設備の保全
 <対応>

復旧作業責任者である埼玉県にて平成11年8月9日に完了

(7) 契約について

(ア) 清掃委託業者と県との3者契約

<対応>

措置済み(業者と契約)

(イ) 契約台帳に請負変更契約の記載がない

<対応>

記載漏れ修正済により措置済み

(8) 県との受託業務契約と予算統制について

<対応>

運用で改善する。

第4 監査の結果

1 ハケ岳横断有料道路の無料開放について

(1) 償還金について当初計画に問題点があったものと考えられるもの。

ハケ岳横断有料道路は、昭和51年度に企業局が地方有料道路として事業を開始し、平成9年度に道路公社に引継ぎ、平成13年度に無料開放を行った。

公社は、引継ぎ時の資産を平成9年度期首(平成9年4月1日)に、道路事業資産126,366,895円、備品8,807,000円、電話加入権131,300円の合計135,305,195円の資産と、借入金899,165,000円の負債を、それぞれ引き継いだ。そして、平成9年度末に引き継ぐべき借入金を6億円に減額して整理した。この処理により発生した引継損失645,372,494円を、県からの補助金収入621,811,000円と当期利益23,531,494円ならびに一般勘定の利益30,000円で補填し、精算し、平成13年10月9日に無料開放した。

企業局が昭和51年度に有料道路として策定した償還金額(14億円)は、開設から25年後の無料開放時には6億円が償還不足となり、これを県が補助金として負担したことになる。

これは、当初計画の通行量と通行料金収入が表5のような計画に基づいており、実績がこの計画と乖離したことによる。

(2) 引継手続きについて検討すべきもの。

公社は、県に道路資産として、平成13年9月7日に主要地方道高根富士見線として7,940mを引き継ぐ協定書を取り交わしている。協定書第4条により、引継ぎに関して同年

9月19日に別途覚書を交わし、この2において、道路付帯設備の撤去費は、県が負担するとしている。

たしかに、公社がこの撤去費を負担したとすれば、利益が減少しその金額分を県は補助金を増加しなければならず、県の実質的な負担額はかわらない。しかし、当該有料道路の無料開放時の精算額の中には上記の理由から、有料道路の道路付帯設備の撤去費が除かれているが、今後の有料道路事業にとっての重要な経営情報となるものを含むものであり、適切に算定すべきであるから、今後の有料道路事業の中で検討すべきである。

(表5)開業から平成13年10月までの計画と実績の乖離 (単位:千円)

	計画	実績	乖離額	乖離率
収入				
通行料収入	5,392,153	4,456,120	-936,033	82.6%
利息収入	0	39,557	39,557	
雑収入	0	58,969	58,969	
補助金収入		621,811	621,811	
収入合計	5,392,153	5,176,457	-215,696	96.0%
償還金				
国の貸付	210,000	210,000		
長期借入金	1,190,000	1,190,000		
小計	1,400,000	1,400,000		
借入金利息	2,393,703	1,790,552	-603,151	74.8%
維持費	380,990	686,748	305,758	180.3%
管理事務所経費	1,217,460	1,277,011	59,551	104.9%
本社経費割掛		22,146	22,146	
小計	3,992,153	3,776,457	-215,696	94.6%
その他の支出				
支出合計	5,392,153	5,176,457	-215,696	96.0%
収支差額	0	0	0	%
通行量	53,190	43,953	-9,237	82.6%

2 富士河口湖有料道路について

(1) 道路管理費のうち資産に計上すべきもの。

河口湖大橋は、昭和46年4月19日に開通し、企業局が地方有料道路事業として管理運営を行っていたが、平成9年4月1日に道路公社へ引き継いだ。開通以降32年間で7回事故があり、13人が死亡しており、その度に修繕を行ってきた。

平成12年11月30日に自動車事故により、欄干が破損したので、平成12年12月6日から31日にかけて5百万円で暫定復旧し、翌平成13年8月1日から、平成14年3月21日までには転落防止対策工事としてアルミの欄干を改修した。この工事は、2億51百万円であり修繕費として道路管理費に計上されている。

しかし、このような大規模改修は資本的支出であり、道路資産に計上すべきものである。現在の地方道路公社会計では、道路資産は減価償却計算を行わず、当初の建設費が道路資産として維持され、通行料収入から維持管理費総額を差引いた利益を償還準備金として当初の建設費を回収することとなっている。このような現在の計算構造の下においても、各年度の収支状況を適正にするためには、上記改修工事費は1期間の費用とすべきものではなく、資産計上すべきものであるが、道路資産の取り扱いや料金額の変更、徴収期間の変更などを含めて、国と協議すべきである。

(2) 平成17年6月の無料開放に備えて資料を備えるべきもの。

富士スバルラインと河口湖大橋は料金ゾーン制(個別に収支を区分せず合算して損益をゾーンする)をとっているもので、ともに平成17年6月が償還期限となっております時点で無料開放することとなっている。

現在、河口湖大橋は無料開放することには問題はないが、富士スバルラインについては、無料開放することによる自動車の排気ガス等による環境問題が課題となっている。そこで、富士山の世界遺産登録による自然保護と環境問題の調和を図るために、一定の料金を課して過大利用を抑制することを検討している。

今後の無料開放時の富士スバルラインに係る措置の資料となるように、現在行っている河口湖大橋と富士スバルラインのゾーン計算を見直し、路線ごとの維持管理費を区分して算定を行い、経営資料の蓄積に努められたい。

(3) 回数券の管理を適切にすべきもの。

回数券は、新規印刷時に100枚つづりの回数券を本社が河口湖富士線有料道路管理事務所に配布し、これを富士山・河口湖大橋の両料金徴収事務所に配布して顧客に販売している。

管理事務所は、本社に毎月通行券(回数券)受払状況報告書をもって報告し、年度末に棚卸明細表を作成している。しかし、年度末に回数券の実査を管理者が行っていない。

今後は、両管理事務所では年度末に実査を行うとともに、適時に適量を配布することも検討されたい。

3 清里高原有料道路について

(1) 固定資産の会計処理を適切にすべきもの

山梨県道路公社会計規程実施細則第 61 条によると、「備品については、耐用年数1年以上で、かつ、取得価格 20 万円以上のものを有形固定資産とする。」と規定されているところ、次の資産については、取得時に費用処理したことにより簿外資産となっている。適正な会計処理をされたい。

- ① 耐火金庫 プラスEC-71 395,000 円 平成 10 年 3 月 31 日取得
- ② シェルター ヨコヨ MS2310 201,000 円 平成 9 年 6 月 2 日取得
- ③ 応接セット 210,120 円 平成 5 年 6 月 7 日取得
- ④ 応接セット 253,300 円 平成 9 年 6 月 2 日取得
- ⑤ 応接セット 414,300 円 平成 10 年 2 月 10 日取得
- ⑥ パーソナルコンピュータ NECPCVS30 248,000 円 平成 10 年 4 月 22 日取得

(2) 有料道路の管理費を適切に計上すべきもの

有料道路制度は、償還主義を原則としており、建設費、維持・修繕費等については一定期間内の料金収入により償わねることができるよう料金が設定され、期間が経過すると無料開放されることとされている。したがって、原則として路線ごとに独立採算制を採用し、各有料道路の損益・収支については他の道路と区分して経理しなくてはならない。

清里高原有料道路が供用開始された平成 10 年 6 月から八ヶ岳横断有料道路が無料開放された平成 13 年 10 月まで両有料道路の管理は現清里高原有料道路の管理事務所で行っていた。この間の両有料道路の管理費を比べてみると平成 13 年度の料金徴収事務委託料、平成 11 年度、12 年度の人件費について以下のように両有料道路の費用計上が明確に区分されていないと思われる処理があった。

(ア) 料金徴収委託費

各有料道路の料金徴収事務は外部に委託している。平成 10 年度から平成 14 年度の契約額と各有料道路の料金徴収業務等委託積算書(以下「積算書」という。)の関係、並びに各有料道路の元帳計上額と料金徴収委託契約を「積算書」の比で按分した金額を比較すると表のようになっている。

表(1) 契約額と積算額との差異

(単位:千円)

	平成 10 年度	平成 11 年度	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度
契約額(3 有料道路一括)	161,196	167,859	167,859	143,200	116,621
雁坂	85,898	78,604	78,604	77,556	76,908
八ヶ岳	39,481	49,103	49,103	26,054	0
清里	35,817	41,608	41,608	40,833	40,726
合計	161,196	169,316	169,316	144,444	117,634
差異(契約額-積算書)	0	-1,457	-1,457	-1,244	-1,013

(注) 積算額より若干低い金額で契約している。

る。

元帳計上額は、積算額に当該差異を各有料道路の積算額の比で配賦した金額を加味した金額である。

表(2) 料金徴収業務委託費

(単位:千円)

	平成 10 年度	平成 11 年度	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度
元帳	39,361	48,681	48,681	55,938	-
契約額を積算額により按分した金額(注 1)	39,481	48,681	48,681	25,830	-
差異	-120	0	0	30,108	-
元帳	37,057	41,250	41,250	10,374	40,376
契約額を積算額により按分した金額(注 1)	35,817	41,250	41,250	40,482	40,376
差異	1,240	0	0	-30,108	0

(注 1) 料金徴収業務委託契約は、八ヶ岳横断有料道路、清里高原有料道路、雁坂トンネル有料道路の3有料道路を一括してひとつの業者と契約しているため、各有料道路の委託費計上は、次の算式により計算している。(平成 10 年度～平成 12 年度、平成 14 年度)

$$\text{各有料道路の委託費計上額} = \frac{\text{3 有料道路合計の契約額}}{\text{個別有料道路の積算額}} \times \text{各有料道路の積算額合計}$$

(注 2) 平成 10 年度の八ヶ岳の差異は、誤って料金徴収事務委託料以外の委託料に計上してしまったもの。

平成 10 年度から平成 12 年度の料金徴収事務委託費計上額は、上記(注 1)の算式に

より計上しているが、平成 13 年度の元帳を見ると、一旦同基準で計上した後、年度末の日付で、清里高原有料道路から八ヶ岳横断有料道路へ「無料開放に伴う清算振替」なる摘要で 30,107,818 円振替が行われている。

この処理について公社は、「八ヶ岳横断有料道路の清算に伴い、同一事務所管理の経費である清里高原有料道路との料金徴収費用の負担割合を平成 10 年度に遡って見直した。その理由として、個別費用を除いた費用についての負担割合の規定はなく、また、一般管理費の各路線への割り振りは、料金収入を基本的に按分していることから、両有料道路の共通費である料金徴収事務委託料についても、通行料(料金収入)に応じて負担したほうが、企業会計原則の費用収益対応の原則に沿う。」と説明している。

しかしながら、①そもそも、料金徴収事務委託契約は、各有料道路の積算書を基準として契約金額が決定されており、よって、料金徴収委託費は、積算書から各有料道路の個別費用として容易に算出できること、②費用収益対応の原則は、収益と個別対応できる費用は収益と個別対応させ、それ以外の費用は期間対応させることを趣旨としており、共通費について収益を基準として按分すべきことを規定しているものではないこと、③有料道路のうち、雁坂トンネル有料道路は、積算書を基準として計上しているのに対し、清里高原有料道路と八ヶ岳横断有料道路との関係においては収益按分となるのでは処理の一貫性が保たれないこと、④継続性の原則に反すること、⑤共通費は収益按分により計上する立場をとりながら、共通費と考えられる報酬給与、手当等、共済費について平成 11 年、平成 12 年の清里高原有料道路の計上額が 0 になっており会計処理の一貫性がないこと、などの理由から、当該振替は適切な会計処理といえない。各有料道路に関連付けられる費用については、それぞれ有料道路に計上すべきである。

(イ) 役員報酬・手当等・共済費

清里高原有料道路の平成 11 年度、平成 12 年度の計上が 0 であるのに対し、八ヶ岳横断有料道路は、報酬給与は平成 11 年度 30,035 千円、平成 12 年度 26,225 千円、手当等は、平成 11 年度 662 千円、平成 12 年度 814 千円、共済費等は、平成 11 年度 630 千円、平成 12 年度 5,167 千円それぞれ計上されている。両有料道路の管理を同じ管理事務所で行っており、また、組織上も両有料道路に分かれていなかったため、人件費は両有料道路共通費と考えられるが、共通費は、合理的な基準で各有料道路に配賦すべきであり、清里高原有料道路にかかる人件費が 0 であることは適切な処理とはいえない。

清里高原有料道路と八ヶ岳横断有料道路における費用配分に一貫した合理的配賦基準が規定されていなかったことが原因と考えられるが、たとえば明文文化された規定がなくとも、共通費は合理的に配賦すべきものと考ええる。

(表4) 清里高原有料道路と八ヶ岳横断道路との道路管理費の比較

	平成 10 年度	平成 11 年度	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度
道路事業収入	清里高原 185,948,709	174,749,676	164,050,689	121,700,094	-
道路管理費	清里高原 1,301,600	0	0	9,582,550	8,035,123
報酬給与	八ヶ岳 1,434,140	30,035,991	26,225,036	15,486,114	-
	清里高原 1,716,501	0	0	138,187	293,465
手当等	八ヶ岳 1,594,770	662,509	814,921	451,000	-
	清里高原 341,114	0	0	2,051,496	1,167,468
共済費	八ヶ岳 269,103	630,136	5,167,797	2,913,070	-
	清里高原 1,285,165	126,670	256,500	232,600	2,496,900
賃金	八ヶ岳 1,786,790	2,693,320	2,403,600	2,237,800	-
	清里高原 431,520	0	0	0	51,296
旅費	八ヶ岳 419,949	420,176	331,379	242,425	-
	清里高原 4,448,744	320,320	173,265	5,171,532	4,305,762
需用費(維持費)	八ヶ岳 3,929,848	5,440,414	6,059,638	2,165,835	-
	清里高原 682,224	841,097	661,975	1,089,720	1,203,147
役員費	八ヶ岳 431,971	291,669	381,972	548,678	-
	清里高原 1,251,882	924,105	853,020	781,935	1,314,862
使用料賃借料	八ヶ岳 8,825,011	9,054,913	8,760,570	5,419,981	-
	清里高原 179,500	-	-	-	-
備品費	八ヶ岳 220,500	-	-	-	-
	清里高原 0	0	26,600	84,200	31,600
負担費	八ヶ岳 72,000	16,600	0	0	-
	清里高原 154,050	-	-	-	-
公課費	八ヶ岳 278,421	-	-	-	-
	清里高原 90,500	-	0	1,116,987	151,700
雑費	八ヶ岳 0	178,700	208,700	1,421,154	-
	清里高原 37,057,000	41,250,300	41,250,300	10,373,882	40,375,650
委託料(料金徴収・監視)	八ヶ岳 39,361,000	48,681,150	48,681,150	55,937,818	-
	清里高原 24,650,634	2,765,574	1,742,670	2,308,321	5,995,419
委託料(上記以外)	八ヶ岳 15,227,845	4,428,052	7,032,795	4,687,605	-
	清里高原 2,154,295	2,274,300	1,831,887	409,294	2,498,947
修繕費					

ハゲ岳	11,132,163	12,401,429	10,200,256	970,341	
清里高原	2,475,887	270,647	0	621,705	2,922,675
除雪費	1,124,550	1,110,000	2,563,475	0	
清里高原	78,130,116	48,863,513	46,796,217	33,962,409	70,844,014
ハゲ岳	86,108,061	116,045,059	118,831,289	92,491,821	-
道路管理費合計					

(3) 平成14年3月時点での当初予想と実績の乖離について

清里高原有料道路の開業から平成14年3月までの当初予想と実績を比較すると、下表のようになる。通行料収入の実績は、495,606千円と計画の25%(年度別対計画比は、平成10年度24.9%、平成11年度24.4%、平成12年度25.6%、平成13年度25.9%、平成14年度24.6%)となっており、償還準備金(企業会計では当期未処分利益に対応する。)は115,053千円で計画の12.2%である。

通行料収入が現状のまま続くと、償還準備金は今後減少していき、平成19年頃にはマイナスとなることが予想される。また、収支差の実績は-283,664千円(対計画比-828,163千円)であり、このマイナスは他会計からの借入れ236,464千円、損失補填引当金47,200千円にてまかなっている。このように計画と実績が大きく乖離しているのは、計画段階での通行量予測が甘かったこと、清里を訪れる観光客が減少したこと等が原因と考えられる。

平成14年10月8日の通行量調査によると、全利用者のうち県内ナンバー車の比率は、上り(大泉方面)で65.1%、下り(清里方面)で38.3%であり、地元の利用も多く生活道路として利用がされている面がある。

平成10年の開業から4年経過した時点の業績であるが、この状態が続き今後収益改善の見込みが期待できないようならば、繰上げ償還により一般道路化することも検討する必要がある。

(表9)開業から平成14年3月までの計画と実績の乖離について (単位:千円)

	計画	実績	乖離額	乖離率
収入				
通行料収入	1,974,947	495,606	-1,479,341	25.1%
利息収入	0	137	137	0.0%
雑収入	0	19,113	19,113	0.0%
収入合計	1,974,947	514,856	-1,460,091	26.1%
支出				
国の貸付	316,779	314,379	-2,400	99.2%
償還金	84,338	84,338	0	100.0%
小計	401,117	398,717	-2,400	99.4%
その他の支	142,921	142,932	11	100.0%

出	維持費	管理事務所経費	本社経費割掛	小計	損失補填引当金	小計	支出合計
収支差	153,250	318,521	226,548	841,240	188,091	188,091	1,430,448
収支差に対する措置	68,860	234,337	-93,526	332,603	47,200	47,200	798,520
償還準備金	-84,390	-84,184	-320,074	-488,637	-140,891	-140,891	-631,928
	44.9%	73.6%	-41.3%	41.9%	25.1%	25.1%	55.8%
							-828,163
							236,464
							544,449
							47,200
							283,664
							828,113
							-52.1%
							945,616
							115,053
							-830,563
							12.2%

4 雁坂トンネル有料道路について

(1) 整理簿の運用を適正に行うべきもの

監査実施日(平成15年8月22日)現在において、未収入金整理簿、未払費用整理簿は作成されてはいるものの、未収入金の収受、未払費用の支出があつたにもかかわらず、未収入金整理簿、未払費用整理簿について記入がなされていなかった。

未収入金整理簿、未払費用整理簿の作成は経理規定によって義務づけられているが、日々の未収入金、未払費用の増加、減少を記入することに意義がある。それゆえ、経理規定に基づいて適正な運用を行わなければならない。

(2) 埼玉県に経営成績の報告を行うべきもの

雁坂トンネルについては、埼玉県の出資金が612,500,000円計上されている。この出資金に関しては平成8年10月1日に協定書が結ばれており、有料道路の料金徴収期間が終了したときにおける財産の処分については、山梨県知事、埼玉県知事、山梨県道路公社理事長が別途協議の上決定することになっている。

この出資金は、平成40年度に返還する前提で計画が立てられているが、出資金は本来残余財産に対する請求権と解すべきものである。また、埼玉県にも当然に出資者責任があり、雁坂トンネル有料道路の経営状況を報告することによって、雁坂トンネル有料道路に対する埼玉県側のコミットメントが得られ、遅れている埼玉県側の道路整備が促進される効果も期待できる。

それゆえ、埼玉県に対し、従来の決算報告の他に、これまでに以上に雁坂トンネル有料道

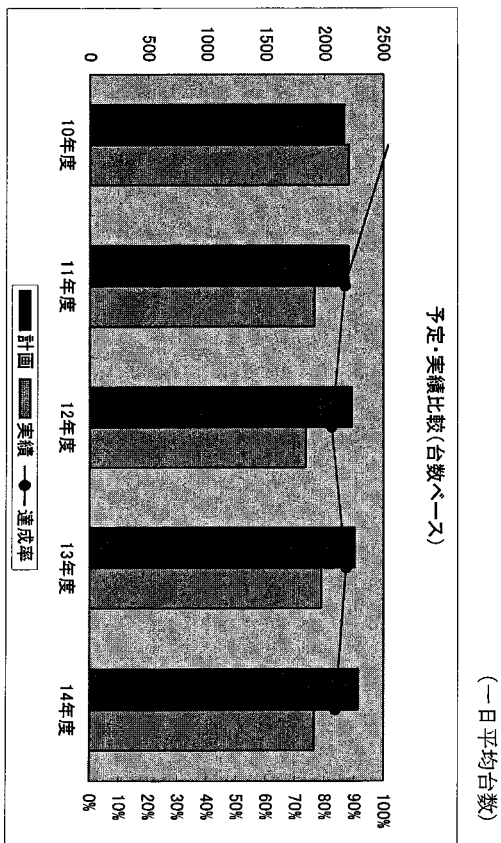
路の経営状態についての情報提供を行うことによりコメントを得られるよう働きかけるとともに、相互に連携して、有料区間前後の国道140号についても整備を促進するよう一層の努力が求められる。

(3) 修繕引当金の引当額を検討すべきもの

修繕引当金が毎年27,000,000円引き当てられているが、当該金額は道路公社が施行した部分の機械、通信電灯電力装置、その他の諸設備2,699,467,277円分が10年に1度大修繕を行うと仮定し、およそその1/10である270,000,000円について、毎年その1/10である27,000,000円を費用として計上しているものである。しかしながら、雁坂トンネルは建設省（現国土交通省）からの引き継ぎ分についても、機械設備および通信電灯電力装置7,006,851,900円があり、当該設備に関して修繕が必要となった場合でも道路公社が費用負担しななければならない。

現在のところ、大規模な修繕が発生していないが、予想される修繕を想定して正確に算定して修繕引当金を計上する必要がある。

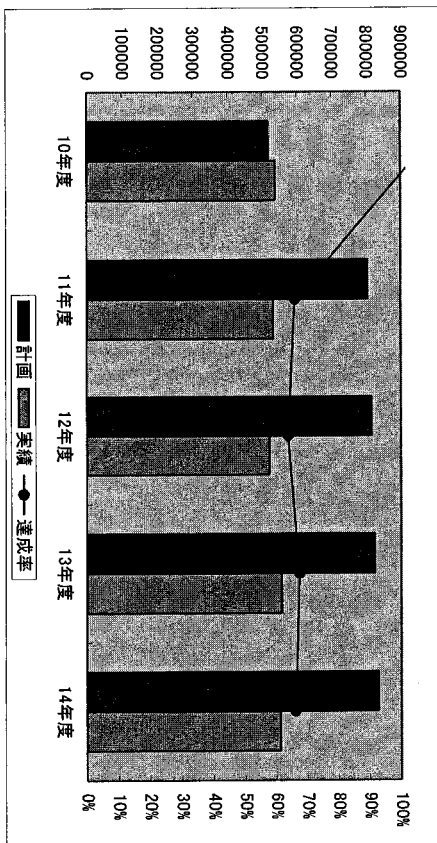
(4) 平成15年3月時点での当初予想と実績の乖離について
雁坂トンネル有料道路の開業から平成15年度までの当初予想と実績を比較すると以下のようになる。



開業当初こそ、予定を上回っているものの、平成11年度からは、台数ベースの達成率は80%台で推移している。
また、金額ベースで見ると、開業初年度こそ目標を達成しているものの、その後は当初予

定の60%台後半で推移している。台数ベースの達成率と金額ベースの達成率に乖離が生じている原因として、当初予定よりも大型車両の通行が少なく、産業道路として機能していないことが考えられる。

予定・実績比較(金額ベース)



大型車両の通行量が少ない原因として、埼玉県側の道路整備が当初より進んでおらず、大型車両が通行しにくいことが考えられる。当然、長期の景気低迷による物流量の低下という要因もあると思われるが、現時点では計画からの収入の減少分を特に維持費の節約によってカバーする償還計画となっている。これまでのところ大規模な修繕が発生していないため、維持費が当初計画を下回っているが、大規模な修繕が発生した場合には維持費がふくらみ、当初計画通りの収入が得られなければ償還計画に破綻をきたすことにもなりかねない。それゆえ、当初の計画通り産業道路として機能するよう、埼玉県との協議の場を設け、埼玉県側の道路整備の促進を働きかける必要があると思われる。

5 各有料道路に共通する事項

上記で、各有料道路に共通して計画と実績が乖離については、それぞれ各有料道路固有の原因もあるが、本質的な問題の1つとして、計画の策定において将来の見通しが甘かったことが挙げられる。これは計画策定の制約条件に地方道路公社法そのものの考え方に原因があると考えられる。

- すなわち、① NTT 資金の融資を受けるために国土交通省の承認が必要であること、② 国土交通省の基準では借入金の償還期間が5年据置き20年と定められていること、この結果、③ 25年で償還できるように通行料を見積もらざるを得ないこと等の制約のもとで長期の償還

と無料開放計画を立案しなければならぬ。
 しかしながら、有料道路の無料開放期限のうちにおいて、資金の調達、県の負担等も含めて、国とも協議して現実性のある計画の策定を行うべきである。

V 株式会社 清里の森管理公社

第1 監査の概要

1 監査の範囲

平成13年度及び14年度の事業について実施した。

2 監査実施期間

- (1) 森林環境部県有林課 平成15年7月28日
 (2) 株式会社清里の森管理公社 平成15年8月26日から28日

第2 監査対象の概要

1 事業の内容

事業の現況

株式会社清里の森管理公社(以下公社という)は、本社を山梨県北巨摩郡高根町清里に置き、山梨県(以下県という)の委託を受け県有施設(別荘地区及びセンター施設地区)の管理経営及び地域の文化的振興を図るための事業を行っている。

(ア) 施設の管理経営

(センター施設地区)

① 管理経営施設

テニスコート(全天候型10面)、パークゴルフ場(18ホール)、テニスクラブハウス(カフェテリア「木の里」を含む)、森の工房、森の音楽堂(収容人員300名)、売店「エトワール・プチ」(日用雑貨、観光土産品、地域特産品等の販売等)

② 管理施設

管理センター棟、駐車場(収容台数500台)、芝生広場、噴水、イベント広場、遊歩道等

③ テナント施設

味どろアツシヨンのモール(8棟)、森のプラザ
 (別荘地区)

別荘地区内の道路など共用部分については、公社が別荘棟の入居者と管理契約を締結し共益費を徴収した上で、道路及びその付帯施設の簡易な維持管理、道路の除雪、街路灯の維持管理、巡回等の管理業務を行っている。また、別荘等の入居者からの依頼に基づき、個別に、水道の凍結防止、別荘建物内

外の点検、別荘内部の通風、寝具の乾燥、下草刈り等の管理業務を行っている。

- (イ) 文化振興事業
「森の音楽堂」を利用したコンサートや、「森の工房」を利用した木工・陶芸教室を県からの委託事業として実施している。(委託期間 5月～10月)
- (ウ) その他
地区内の別荘等の権利譲渡に関する斡旋・仲介、損害保険の取次ぎ、広告宣伝業務などを行っている。

2 県との関係

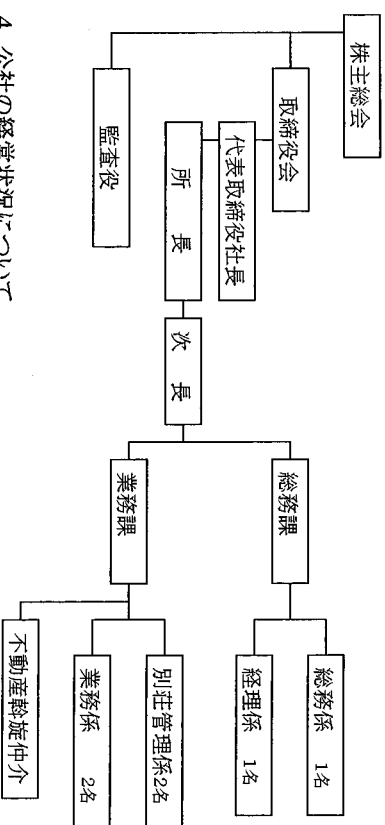
- (1) 出資の状況
山梨県と山梨県企業局で7百万円(70%)の出資を行っている。
なお、資本金は総額 10,000 千円でありその内訳は次のようになっている。

山梨県	4,500 千円
高根町念場ヶ原山恩賜林保護財産区	3,000 千円
山梨県企業局	2,500 千円

- (2) 人員の受入(平成 15 年 4 月 1 日現在)
代表取締役 1 名 山梨県森林環境部林務長(兼務)
その他取締役 6 名 県職員兼務
監査役 1 名 県出納局長(兼務)
- (3) 県からの業務受託
県有施設の管理受託及び経営の受託を行っており、平成 14 年度の公社の事業受託収入は 21,734 千円となっている。

3 組織

組織図(平成15年3月現在)



4 会社の経営状況について

- (1) 経営成績
平成 13 年度及び 14 年度の経営成績は別表 1 のとおりである。
平成 14 年度の営業収入は 134,073 千円で前期比 6,431 千円減少であるが、原因は観光客減少により営業全般に減収となったことによる。費用については、平成 14 年度の売上原価は 8,840 千円(前期比 2,770 千円減少)、販売費及び一般管理費は 125,870 千円(前期比 781 千円減少)となっている。営業外収入は 2,167 千円(前期比 3,659 千円減少)で、特別利益は 2,729 千円(前期比 1,711 千円増加、うち賞与引当金の戻入が 1,510 千円(前期比 549 千円増加)、貸倒引当金戻入が 1,219 千円(前期比 1,162 千円増加))となっている。この結果、当期利益は、1,192 千円となり前期比 6,972 千円の減少である。
- (2) 財政状態
平成 14 年度末における財政状態は、別表 2 のとおり資産総額 37,444 千円、負債総額 17,496 千円、資本総額 19,947 千円である。資産は前年度末に比較して 7,520 千円減少している。流動資産が 2,545 千円増加した一方で、投資有価証券に計上されていた国債が満期償還(10,027 千円)されたことにより、固定資産が 10,065 千円減少している。負債は前年度末に比較して 8,712 千円減少しているが、これは流動負債のうち未払金の計上が 0 円(前期 9,570 千円計上)だったことによる。

(別表1) <損益計算書> (単位 円)

科目	平成13年度		平成14年度		増減率
	A	B	C=B-A	増減	
(経常損益の部)					
I 営業収益	140,504,337	134,073,066	-6,431,271	-5%	
II 売上原価					
1 期首商品棚卸高	3,517,276	3,092,388	-424,888	-12%	
2 仕入	11,185,803	8,399,832	-2,785,971	-25%	
3 小計	14,703,079	11,492,220	-3,210,859	-22%	
4 期末商品棚卸高	3,092,388	2,651,604	-440,784	-14%	
差引売上原価	11,610,691	8,840,616	-2,770,075	-24%	
売上総利益	128,893,646	125,232,450	-3,661,196	-3%	
III 販売費及び一般管理費	126,652,610	125,870,839	-781,771	-1%	
人件費	46,320,639	46,083,639	-237,000	-1%	
福利厚生費	622,258	510,657	-111,601	-18%	
その他	79,709,713	79,276,543	-433,170	-1%	
(1) 管理諸費	14,167,686	13,014,887	-1,152,799	-8%	
(2) 水道光熱費	13,112,435	11,382,506	-1,729,929	-13%	
(3) 賃借料	9,570,750	9,570,750	0	0%	
(4) 委託費	7,614,775	7,686,099	71,324	1%	
(5) その他	35,244,067	37,622,301	2,378,234	7%	
IV 営業利益	2,241,036	-638,389	-2,879,425	-128%	
V 営業外収益	5,826,539	2,167,472	-3,659,067	-63%	
1 受取利息	463,421	256,840	-206,581	-45%	
2 雑収入	5,363,118	1,910,632	-3,452,486	-64%	
VI 営業外費用	129,905	2,293,327	2,163,422	1665%	
1 雑損失	136,069	12,004	-124,065	-91%	
2 支払利息割引料	-6,164	0	6,164	-100%	
3 貸倒損失	0	2,281,323	2,281,323		
経常利益	7,937,670	-764,244	-8,701,914	-110%	
(特別損益の部)					
VII 特別利益	1,018,000	2,729,800	1,711,800	168%	
1 賞与引当金戻入	961,000	1,510,000	549,000	57%	
2 貸倒引当金戻入	57,000	1,219,800	1,162,800	2040%	
VIII 特別損失	41,260	0	-41,260	-100%	

I 固定資産売却損	41,260	0	-41,260	-100%
税引前当期利益	8,914,410	1,965,566	-6,948,854	-78%
法人税等	749,700	773,300	23,600	3%
当期利益	8,164,710	1,192,266	-6,972,454	-85%

(別表2) <比較貸借対照表>

(単位 円)

科目	平成13年度		平成14年度		増減率
	A	B	C=B-A	増減	
(資産の部)					
I 流動資産	44,964,251	37,444,006	-7,520,245	-17%	
1 現金・預金	27,213,472	29,758,541	2,545,069	9%	
2 商品	11,877,629	20,449,883	8,572,254	72%	
3 貯蔵品	3,092,388	2,651,604	-440,784	-14%	
4 未収入金	27,665	532,413	504,748	1825%	
5 仮払金	13,205,208	5,721,431	-7,483,777	-57%	
6 前払費用	1,620	36,995	35,375	2184%	
7 貸倒引当金	228,762	400,515	171,753	75%	
II 固定資産	-1,219,800	-34,300	1,185,500	-97%	
1 有形固定資産	17,750,779	7,685,465	-10,065,314	-57%	
(1) 建物	6,647,826	5,869,684	-778,142	-12%	
(2) 構築物	3,259,399	2,971,520	-287,879	-9%	
(3) 美術品	92,211	84,938	-7,273	-8%	
(4) 車両運搬具	700,000	700,000	0	0%	
(5) 器具・備品	902,168	744,321	-157,847	-17%	
2 無形固定資産	1,694,048	1,368,905	-325,143	-19%	
(1) 電話加入権	631,153	533,781	-97,372	-15%	
(2) 商標権	218,400	218,400	0	0%	
(3) 水道加入権	174,353	154,981	-19,372	-11%	
(4) 有線加入料	123,600	103,000	-20,600	-17%	
3 投資等	114,800	57,400	-57,400	-50%	
(負債及び資本の部)					
(負債の部)					
1 流動負債	44,964,251	37,444,006	-7,520,245	-17%	
1 未払金	26,209,468	17,496,967	-8,712,501	-33%	
2 未払費用	19,609,468	10,896,967	-8,712,501	-44%	
3 投資等	9,570,750	0	-9,570,750	-100%	
4 有線加入料	3,783,246	3,085,047	-698,199	-18%	

3 前受収益	1,334,548	2,074,464	739,916	55%
4 仮受金	41,437	71,303	29,866	72%
5 未払消費税	1,884,400	1,505,700	-378,700	-20%
6 未払法人税等	749,700	465,200	-284,500	-38%
7 賞与引当金	1,510,000	3,300,000	1,790,000	119%
8 預り金	735,387	395,253	-340,134	-46%
II 固定負債	6,600,000	6,600,000	0	0%
1 預かり敷金	6,600,000	6,600,000	0	0%
(資本の部)	18,754,783	19,947,039	1,192,256	6%
III 資本金	10,000,000	10,000,000	0	0%
IV 剰余金	8,754,783	9,947,039	1,192,256	14%
うち当期利益	8,164,710	1,192,256	-6,972,454	

第3 前回監査の指摘・意見等への対応

平成15年3月策定された「県出資法人見直し計画」の中では、中・長期的な経営改善を進める法人(13法人)の一つに数えられ、負債若しくは赤字の施設等を抱え経営合理化を強く進める法人(7法人)の一つに位置付けられている。

これら法人は、中・長期的な観点から法人の健全経営を図るため、原則として平成15年度中に法人自らが経営改善計画を策定することとされている。

経営上の課題として

- ・ 長年入居のない空きテナント
- ・ 消費の低迷で増収が期待できないテニスコート、売店等の営業施設
- ・ 老朽化した施設の修繕費の増加
- ・ 別荘地区における共益費の滞納者の増加と滞納の長期化

の4点を挙げ、会社の果たすべき役割や業務運営のあり方、景気に左右されない体質改善など、経営の方向と経営の改善方策について検討することとしている。

丘の公園についての見直し等を踏まえた株式会社清里の森管理公社の経営改革案の策定を急ぐべきである。

前回監査の指摘・意見等に関する措置状況は次のとおりである。

- (1) 予算実績対比をすべきもの、中長期的な経営計画を策定すべきもの
 <対応>
 予算実績管理、中長期の経営計画を策定している。
- (2) 取締役会規定、職務権限・分掌規定を作成すべきもの、取締役会決議承認議事録を整備すべきもの
 <対応>
 検討中
- (3) 共益費(遅延損害金)の回収について、遅延損害金の規定を再検討し、公平な回収を図るべきもの。
 <対応>
 現行の「清里の森」別荘地にかかる「共益費納入事務取扱要領」を再整備し、それに基づいて回収を行っている。
- (4) 訴訟にかかる債権を流動資産から固定資産に振替えると共に貸倒引当金を設定すべ

<p>きもの。 <対応> 回収可能性の如何にかかわらず、流動資産の期に法人税法上の法定繰入率により計算した金額を貸倒引当金として計上している。</p> <p>(5) 賞与引当金について、暦年基準ではなく必要額を計上すべきである。 <対応> 税法上認められている計算方式であるという理由から、従前通り暦年基準で計上している。</p> <p>(6) 貯蔵品について棚卸しを行い資産計上すべきもの <対応> 貯蔵品についても期末に実地棚卸しを行い資産計上されている。</p> <p>(7) 職員の退職金の期末要支給額に対して特定退職共済からの支給予定額が不足しているため、当該不足額を解消すべきもの。 <対応> 不足額解消のため掛金を増額すると共に、別途特定預金として退職給与積立金(投資等)を積んでいるが、平成15年3月31日現在不足額が825万円ある。</p> <p>(8) 現金管理に関して、現金過不足の会計処理を行うべきもの。 <対応> 簿外現金による調整をやめ、平成12年度より現金過不足を伝票会計処理(雑収入、雑費)としている。</p> <p>第4 監査の結果</p> <p>(1) 報酬支払い時の源泉所得税の処理を適正にするべきもの 囲基の集い指導料1件20万円の支出については、支払い時に源泉所得税を差し引き相手方に支払い、会社が源泉所得税を納付すべきところ、全額を相手方に支払っている。適正に処理されたい。</p> <p>(2) 施設の有効利用を図るべきもの 平成14年度の「森の音楽堂」の利用状況は、無料コンサート5件、有料コンサート1件251,500円、その他の使用料9件(11日)207,550円、卓球26件(26日)35,800円となっている。この利用状況は、建設費185百万円に比して、必ずしも有効に利用されている。</p>	<p>とはいえない。イベントを定期的に行うには地理的には離れていること、椅子席が固いなどの問題点があるが、これらを克服し利用の促進を図るべきである。</p> <p>(3) 美術品の預かり関連書類を整備すべきもの 「森のプラザ館」は、レストラントとして、1階・2階の5区画を賃貸する予定であった。昭和63年7月から平成3年8月まで賃貸したが、その後借主が理れなかつたため、1階2部屋を木工教室に転用し、2階3部屋を陶芸美術館に転用している。 これについて、営業施設ではなかったため平成8年3月28日付けで目的外使用申請書が提出されているが許可承認の記録がない。また、陶芸美術館の陳列作品について、作者(所有者)と作品預かりに関する取り決めがなく、損壊した場合の責任の所在が明確でない。</p> <p>(4) 棚卸関係書類を適切に記入すべきもの 「森の工房」にかかると棚卸関係書類を見たところ担当者、日付印のないものが見受けられた。棚卸手続きにおいては、いつ誰が行ったかが重要な情報であるため正確に記載すべきである。</p> <p>(5) テナント賃貸料の割引について検討すべきもの テナントの賃貸料については、当初3年間は割引(賃料(3割引)123,000円を86,000円)とし、その後基本賃料に戻すことになっていたが、平成11年3月31日の「覚書」で割引のままで置くことにした。その後、各店舗の経営状況についての報告を求めているが、これに応じない店舗もあるとの説明である。 しかしながら、賃貸借契約書の12条3項には、テナントには営業状態の報告義務が明示されていることから、経営状況の把握に一層の努力をするとともに、賃貸料額の適正性の検証を的確に行うべきである。 <参考> 賃貸借契約書 12条1項 平成12年9月15日で締結した「清里の森・味とフアツジヨンのモール運営に関する基本協定」を遵守する。 2項 「清里の森味とフアツジヨンのモール管理規程」を遵守する。 3項 会社が求めたときは営業状態について報告する。</p> <p>(6) 貸倒処理についての書類を具備すべきもの 別荘地区における共益費未収金のうち償却済みのものが2件(N社に対するもの1,416,629円(平成9年から13年、会社解散行方不明)、I氏に対するもの864,694円(平成4年から13年、判決後(債権放棄)ある。</p>
---	---

これらの債権について、県は賃料について契約解除しており、公社は備忘価格 1 円で計上しているが、貸倒処理、あるいは債権放棄の手続きについて稟議決裁がない。決裁書類を具備すべきである。

(7) カフェテラス「木の里」の財務状況について(意見)

「木の里」は、テニスコートに囲まれた、天然の唐松を使ったクラフトハウスの中にあるカフェテラスである。クラフトハウスは県から賃借しており、毎年 4 月 26 日から 5 月 5 日、7 月 19 日から 8 月 31 日まで営業し、生ビール・清涼飲料水等、軽食等を提供している。駐車場が離れているため一般の利用を多数見込むことが難しく、収益はテニスコート等の施設利用者に依存している。

平成 14 年度の業績は、売上高 1,035 千円に対し、各施設共通費の配賦費用を含めた諸経費が 4,245 千円発生し 3,062 千円の営業損失を計上している。営業するほど赤字が拡大する状況となっている。クラフトハウスがテニスコート利用者の休憩施設という面も持ちあわせているため、「木の里」の年間稼働日数 55 日のみで 1 年分の家賃(1,124 千円)を負担しているわけではないにせよ、今後限界利益ベースで黒字にならない場合は自動販売機に置き換えるなど抜本的な改革を検討する必要がある。

(8) 決算書に関すること

(ア) 退職給付引当金の計上を検討すべきもの

公社は、退職金規程において退職金支給額を定めるとともに、その支払に備えるため山梨県中小企業団体中央会と特定退職金共済契約を締結し、退職金資金を準備している。平成 15 年 3 月 31 日時点で自己都合退職における要支給額合計は 2,024 万円であるのに対し、特定退職共済の積立額が 1,132 万円、他の積立金は 67 万円であり、差引 825 万円の積立不足となっている。当該積立不足額については、退職給付引当金を計上すべきところとされている。退職給付引当金の計上を検討すべきである。

(イ) 賞与引当金の計算を適正にすべきもの

所長兼専務取締役は、平成 14 年度より賞与支給がないため、賞与引当金の計算要素となる期末在職使用人の数に算入できないところ、平成 15 年 3 月期の決算における賞与引当金の計算上、期末在職使用人数に含まれており 1 名分過大計上となっている。賞与引当金の計算上、期末在職使用人の数から賞与支給予定のない所長兼専務取締役を除くべきである。

また、現状法人税法の暦年基準により計算した限度額を計上しているが今後、税法上の繰入限度額がなくなることもあり、会計上、翌事業年度の賞与の支給見込額を基準として計上することを検討すべきである。

(9) 役員報酬限度額を決議すべきもの

定款第 23 条において「取締役及び監査役の報酬は株主総会の決議をもって定める。」と規定されている。通常、株主総会において役員報酬の限度額を定め(一度決議すれば報酬限度の変更がない限り毎年する必要はない)、具体的な報酬額については取締役会で決議される。監査日現在(平成 15 年 8 月 28 日)株主総会において役員報酬限度額を決議した議事録を確認することができなかった。定款の規定どおり報酬限度額の決議をするべきである。

(10) 固定資産の管理に関すること

(ア) 固定資産の位置付けを明確にすべきもの

資産のうちにはバンクホー(重機)が、無償貸与されているのか、無償供与されているのか不明である。これは、山梨県恩賜県有財産地内での送電線新設工事等の施設計画に関し、東京電力㈱送電建設所と県林務部及び公社との間でかわされた「確認書」により、「雪上車を現物給付」の項に対応するものである。東京電力㈱の關係会社 A 社が研修施設として平成 8 年から 11 年に利用し、A 社の關係会社から他 3 件の備品とともに納品されたものである。監査日現在(平成 15 年 8 月 26 日)受入關係書類が整備されていない。所有権の帰属を明確にすべきである。

(イ) 安全上・防犯上の理由から修繕を早期にすべきもの

① テニスコートは、県から施設を借りて(年間賃料 1,191 千円)、公社が運営しているものである。A,B,C,D,E の各コートのうち A,B,C コートに関しては、クラックが生じている。このクラックはセメントヒューキング材を使って公社の職員が補修を行っている状態であるが、中でも A-2、B-2 コートの傷みはかなり激しく、簡易的な補修では当該コートでプレーするのに危険な状態にまでなっている。全面補修は県に依頼しているところ、折りからの財政難でなかなか補修されていないとのことであるが、利用者の安全の観点からも早急な対応が望まれる。

② 出合いの広場にある噴水「フライングクオーター」について、噴水の着地点がずれてきていることよって、一部水が広場に飛び散っている。レンガ表面が滑りやすくなり危険であるため、噴水の着地点を調整することにより水が飛び散らないよう改善されたい。

③ 水銀灯の一部について電球が切れている。これは、特注品であるため、汎用部品での修理・交換ができず、電灯全体を交換することにより修繕費が高くなるため、修繕できない状況となっている。早期に修繕するとともに、今後、これらの設備をする場合は、後の維持管理費用を考え部品交換の容易なものを選択すべきである。

④ 森の音楽堂のステレオグラスが曲がってしまっている。原因は、経年変化(昭和 62 年 3 月竣工、監査日現在、築後 16 年 6 ヶ月経過)と構造がステレオグラスと違いガラスにスチール焼付けによるものであるため、直射日光に弱く、寒暖の差が激しい場

所には不向きであるという施工上の問題である。平成15年度にガラスシートによる補修工事を実施しようとしたところ施工上の問題からガラスが取り外しできず実施できなかった。できる限り修繕をしなければとにも、今後の設備投資に際しては、寒暖の激しいことなど地域の特長性を十分に考慮すべきである。

(ウ) 設備費の負担者について検討すべきもの

固定資産台帳に記載されている「テニスコート用受電改修工事」については、テニスコートを照明するための電源設備能力を上げたものであるが、これは新たな機能を追加したものであって通常の維持管理とは認められないため、直ちに会社が負担すべき費用ではなく(建物賃貸借契約書8条)、施設所有者である県が負担すべきである。

(11) 切手の管理を適切にすべきもの

会社では別荘住民の便宜のために、事務所及び売店で切手を販売している。切手については、販売するものは別に自社で使用するものもある。販売する分は商品として仕入に計上し、自社使用分については、購入時に通信費として費用処理されている。

この自社使用分の切手に関しては、購入簿と使用簿は作成されているものの、受払簿となっており、帳簿残高が把握できない。また、期末時の切手の残高については、販売分と使用分の区別はされているものの、使用分の棚卸がなされていない。

自社使用分の切手については受払簿を作成し、残高が把握できるようにしておく必要がある。また、自社使用分は貯蔵品として通信費から控除すべきである。

(12) パークゴルフ場の回数券の管理を適切にすべきもの

パークゴルフ場のペンダントに回数券が利用できるとなっているが、回数券についてはパソコンで作成されており、連番管理等が一切行われていない。

現実にはまだ、利用例がないとのことであるが、今後利用されることも見込まれる。それゆえ、規程において、回数券の作成・管理責任者を定め管理の明確化を図るとともに、連番管理をすべきである。

(13) パークゴルフ場に関する果との契約を明確にすべきもの

パークゴルフ場(14,800 m²)は、センター施設内の芝生広場を利用して運営されている。これは、パークゴルフ場の設置によって芝生や立木の手入れを行うことから、保健休養施設「清里の森」管理委託契約にうたわれていた維持管理業務の一環であるとの解釈から、同契約第12条の規定による「パークゴルフ場の設置運営申請」・「承認」手続きを行い、施設の現状変更によってパークゴルフ場を経営している。パークゴルフ場を含む土地の管理委託を受けているものの、営業に利用することに関しては果と明確な契約はない。

会社は、テニスコート等の事業に関しては果に賃貸料を支払っていること、またパークゴ

ルフ場の営業を開始してすでに2年が経過し、安定した利用者が見込める状況にあり、会社の主要な収益源となってきていることから、パークゴルフ場の敷地利用に関してもテニスコート等と同様に明確な利用契約を結ぶべきである。

(14) 別荘地共益費滞納整理について県賃貸料滞納整理と連携すべきもの

同一の滞納者に対する支払の督促や請求訴訟を県は賃貸料について、会社は共益費について別々に行っている。同一土地に係る賃借人の賃料・共益費等の滞納があった場合には、県・会社が連携して効果的な処理をするよう検討されたい。

(15) 別荘地の共益費収支のマイナス傾向への対応を検討すべきもの

平成11年度以降、収支がマイナス状態となり、そのマイナス幅が増加傾向にある。共益費の額の見直しや、共益費で賄う別荘管理業務の見直し等についての速やかな対応の検討に着手すべきである。

(16) 別荘地内道路の補修について検討すべきもの

別荘地内を調査したところ、補修工事が行われた部分と路面が剥れてしまっている部分が見受けられた。供用開始後、20年近くが経過しており、全体の状況を調査の上、計画的な補修をするよう検討すべきである。

(17) 林地の有効活用策として実施する事業の位置付けについて検討すべきもの

「清里の森」センター施設には、清里の森管理センターを中心にテニスコート(10面)、パークゴルフ場(18H・par66)、森の音楽堂、森の工房、森のプラザ、バンスケットコート等が配置されている。いずれの施設も県の所有するものであり、管理を会社に委託している。この委託契約(保健休養施設「清里の森」管理委託契約)第6条では「会社は、施設のうち、管理運営上借受にすることが適当と認められるものがあるときは、県に対し借受を願い出ることができる。」と規定し、それに基づき会社は施設の一部を有料若しくは無料で借受け、上記の事業に供し、その収入は会社の収入としている。これらの施設は、法にいう「公の施設」といえる面を有しているとも考えられるので、これらの施設の使用料金の徴収及びその帰属について、法改正による指定管理者制度をも勘案しその方式について検討されたい。

山梨県商工労働部
 山梨県商工労働部部長 藤田 洋
 山梨県商工労働部 第二課長 藤田 洋
 山梨県商工労働部 第三課長 藤田 洋
 山梨県商工労働部 第四課長 藤田 洋
 山梨県商工労働部 第五課長 藤田 洋
 山梨県商工労働部 第六課長 藤田 洋
 山梨県商工労働部 第七課長 藤田 洋
 山梨県商工労働部 第八課長 藤田 洋
 山梨県商工労働部 第九課長 藤田 洋
 山梨県商工労働部 第十課長 藤田 洋
 山梨県商工労働部 第十一課長 藤田 洋
 山梨県商工労働部 第十二課長 藤田 洋
 山梨県商工労働部 第十三課長 藤田 洋
 山梨県商工労働部 第十四課長 藤田 洋
 山梨県商工労働部 第十五課長 藤田 洋
 山梨県商工労働部 第十六課長 藤田 洋
 山梨県商工労働部 第十七課長 藤田 洋
 山梨県商工労働部 第十八課長 藤田 洋
 山梨県商工労働部 第十九課長 藤田 洋
 山梨県商工労働部 第二十課長 藤田 洋
 山梨県商工労働部 第二十一課長 藤田 洋
 山梨県商工労働部 第二十二課長 藤田 洋
 山梨県商工労働部 第二十三課長 藤田 洋
 山梨県商工労働部 第二十四課長 藤田 洋
 山梨県商工労働部 第二十五課長 藤田 洋
 山梨県商工労働部 第二十六課長 藤田 洋
 山梨県商工労働部 第二十七課長 藤田 洋
 山梨県商工労働部 第二十八課長 藤田 洋
 山梨県商工労働部 第二十九課長 藤田 洋
 山梨県商工労働部 第三十課長 藤田 洋
 山梨県商工労働部 第三十一課長 藤田 洋
 山梨県商工労働部 第三十二課長 藤田 洋
 山梨県商工労働部 第三十三課長 藤田 洋
 山梨県商工労働部 第三十四課長 藤田 洋
 山梨県商工労働部 第三十五課長 藤田 洋
 山梨県商工労働部 第三十六課長 藤田 洋
 山梨県商工労働部 第三十七課長 藤田 洋
 山梨県商工労働部 第三十八課長 藤田 洋
 山梨県商工労働部 第三十九課長 藤田 洋
 山梨県商工労働部 第四十課長 藤田 洋
 山梨県商工労働部 第四十一課長 藤田 洋
 山梨県商工労働部 第四十二課長 藤田 洋
 山梨県商工労働部 第四十三課長 藤田 洋
 山梨県商工労働部 第四十四課長 藤田 洋
 山梨県商工労働部 第四十五課長 藤田 洋
 山梨県商工労働部 第四十六課長 藤田 洋
 山梨県商工労働部 第四十七課長 藤田 洋
 山梨県商工労働部 第四十八課長 藤田 洋
 山梨県商工労働部 第四十九課長 藤田 洋
 山梨県商工労働部 第五十課長 藤田 洋
 山梨県商工労働部 第五十一課長 藤田 洋
 山梨県商工労働部 第五十二課長 藤田 洋
 山梨県商工労働部 第五十三課長 藤田 洋
 山梨県商工労働部 第五十四課長 藤田 洋
 山梨県商工労働部 第五十五課長 藤田 洋
 山梨県商工労働部 第五十六課長 藤田 洋
 山梨県商工労働部 第五十七課長 藤田 洋
 山梨県商工労働部 第五十八課長 藤田 洋
 山梨県商工労働部 第五十九課長 藤田 洋
 山梨県商工労働部 第六十課長 藤田 洋
 山梨県商工労働部 第六十一課長 藤田 洋
 山梨県商工労働部 第六十二課長 藤田 洋
 山梨県商工労働部 第六十三課長 藤田 洋
 山梨県商工労働部 第六十四課長 藤田 洋
 山梨県商工労働部 第六十五課長 藤田 洋
 山梨県商工労働部 第六十六課長 藤田 洋
 山梨県商工労働部 第六十七課長 藤田 洋
 山梨県商工労働部 第六十八課長 藤田 洋
 山梨県商工労働部 第六十九課長 藤田 洋
 山梨県商工労働部 第七十課長 藤田 洋
 山梨県商工労働部 第七十一課長 藤田 洋
 山梨県商工労働部 第七十二課長 藤田 洋
 山梨県商工労働部 第七十三課長 藤田 洋
 山梨県商工労働部 第七十四課長 藤田 洋
 山梨県商工労働部 第七十五課長 藤田 洋
 山梨県商工労働部 第七十六課長 藤田 洋
 山梨県商工労働部 第七十七課長 藤田 洋
 山梨県商工労働部 第七十八課長 藤田 洋
 山梨県商工労働部 第七十九課長 藤田 洋
 山梨県商工労働部 第八十課長 藤田 洋
 山梨県商工労働部 第八十一課長 藤田 洋
 山梨県商工労働部 第八十二課長 藤田 洋
 山梨県商工労働部 第八十三課長 藤田 洋
 山梨県商工労働部 第八十四課長 藤田 洋
 山梨県商工労働部 第八十五課長 藤田 洋
 山梨県商工労働部 第八十六課長 藤田 洋
 山梨県商工労働部 第八十七課長 藤田 洋
 山梨県商工労働部 第八十八課長 藤田 洋
 山梨県商工労働部 第八十九課長 藤田 洋
 山梨県商工労働部 第九十課長 藤田 洋
 山梨県商工労働部 第九十一課長 藤田 洋
 山梨県商工労働部 第九十二課長 藤田 洋
 山梨県商工労働部 第九十三課長 藤田 洋
 山梨県商工労働部 第九十四課長 藤田 洋
 山梨県商工労働部 第九十五課長 藤田 洋
 山梨県商工労働部 第九十六課長 藤田 洋
 山梨県商工労働部 第九十七課長 藤田 洋
 山梨県商工労働部 第九十八課長 藤田 洋
 山梨県商工労働部 第九十九課長 藤田 洋
 山梨県商工労働部 第一百課長 藤田 洋

平成十七年四月二十三日

山梨県商工労働部
 山梨県商工労働部 第二課長 藤田 洋
 山梨県商工労働部 第三課長 藤田 洋
 山梨県商工労働部 第四課長 藤田 洋
 山梨県商工労働部 第五課長 藤田 洋
 山梨県商工労働部 第六課長 藤田 洋
 山梨県商工労働部 第七課長 藤田 洋
 山梨県商工労働部 第八課長 藤田 洋
 山梨県商工労働部 第九課長 藤田 洋
 山梨県商工労働部 第十課長 藤田 洋
 山梨県商工労働部 第十一課長 藤田 洋
 山梨県商工労働部 第十二課長 藤田 洋
 山梨県商工労働部 第十三課長 藤田 洋
 山梨県商工労働部 第十四課長 藤田 洋
 山梨県商工労働部 第十五課長 藤田 洋
 山梨県商工労働部 第十六課長 藤田 洋
 山梨県商工労働部 第十七課長 藤田 洋
 山梨県商工労働部 第十八課長 藤田 洋
 山梨県商工労働部 第十九課長 藤田 洋
 山梨県商工労働部 第二十課長 藤田 洋
 山梨県商工労働部 第二十一課長 藤田 洋
 山梨県商工労働部 第二十二課長 藤田 洋
 山梨県商工労働部 第二十三課長 藤田 洋
 山梨県商工労働部 第二十四課長 藤田 洋
 山梨県商工労働部 第二十五課長 藤田 洋
 山梨県商工労働部 第二十六課長 藤田 洋
 山梨県商工労働部 第二十七課長 藤田 洋
 山梨県商工労働部 第二十八課長 藤田 洋
 山梨県商工労働部 第二十九課長 藤田 洋
 山梨県商工労働部 第三十課長 藤田 洋
 山梨県商工労働部 第三十一課長 藤田 洋
 山梨県商工労働部 第三十二課長 藤田 洋
 山梨県商工労働部 第三十三課長 藤田 洋
 山梨県商工労働部 第三十四課長 藤田 洋
 山梨県商工労働部 第三十五課長 藤田 洋
 山梨県商工労働部 第三十六課長 藤田 洋
 山梨県商工労働部 第三十七課長 藤田 洋
 山梨県商工労働部 第三十八課長 藤田 洋
 山梨県商工労働部 第三十九課長 藤田 洋
 山梨県商工労働部 第四十課長 藤田 洋
 山梨県商工労働部 第四十一課長 藤田 洋
 山梨県商工労働部 第四十二課長 藤田 洋
 山梨県商工労働部 第四十三課長 藤田 洋
 山梨県商工労働部 第四十四課長 藤田 洋
 山梨県商工労働部 第四十五課長 藤田 洋
 山梨県商工労働部 第四十六課長 藤田 洋
 山梨県商工労働部 第四十七課長 藤田 洋
 山梨県商工労働部 第四十八課長 藤田 洋
 山梨県商工労働部 第四十九課長 藤田 洋
 山梨県商工労働部 第五十課長 藤田 洋
 山梨県商工労働部 第五十一課長 藤田 洋
 山梨県商工労働部 第五十二課長 藤田 洋
 山梨県商工労働部 第五十三課長 藤田 洋
 山梨県商工労働部 第五十四課長 藤田 洋
 山梨県商工労働部 第五十五課長 藤田 洋
 山梨県商工労働部 第五十六課長 藤田 洋
 山梨県商工労働部 第五十七課長 藤田 洋
 山梨県商工労働部 第五十八課長 藤田 洋
 山梨県商工労働部 第五十九課長 藤田 洋
 山梨県商工労働部 第六十課長 藤田 洋
 山梨県商工労働部 第六十一課長 藤田 洋
 山梨県商工労働部 第六十二課長 藤田 洋
 山梨県商工労働部 第六十三課長 藤田 洋
 山梨県商工労働部 第六十四課長 藤田 洋
 山梨県商工労働部 第六十五課長 藤田 洋
 山梨県商工労働部 第六十六課長 藤田 洋
 山梨県商工労働部 第六十七課長 藤田 洋
 山梨県商工労働部 第六十八課長 藤田 洋
 山梨県商工労働部 第六十九課長 藤田 洋
 山梨県商工労働部 第七十課長 藤田 洋
 山梨県商工労働部 第七十一課長 藤田 洋
 山梨県商工労働部 第七十二課長 藤田 洋
 山梨県商工労働部 第七十三課長 藤田 洋
 山梨県商工労働部 第七十四課長 藤田 洋
 山梨県商工労働部 第七十五課長 藤田 洋
 山梨県商工労働部 第七十六課長 藤田 洋
 山梨県商工労働部 第七十七課長 藤田 洋
 山梨県商工労働部 第七十八課長 藤田 洋
 山梨県商工労働部 第七十九課長 藤田 洋
 山梨県商工労働部 第八十課長 藤田 洋
 山梨県商工労働部 第八十一課長 藤田 洋
 山梨県商工労働部 第八十二課長 藤田 洋
 山梨県商工労働部 第八十三課長 藤田 洋
 山梨県商工労働部 第八十四課長 藤田 洋
 山梨県商工労働部 第八十五課長 藤田 洋
 山梨県商工労働部 第八十六課長 藤田 洋
 山梨県商工労働部 第八十七課長 藤田 洋
 山梨県商工労働部 第八十八課長 藤田 洋
 山梨県商工労働部 第八十九課長 藤田 洋
 山梨県商工労働部 第九十課長 藤田 洋
 山梨県商工労働部 第九十一課長 藤田 洋
 山梨県商工労働部 第九十二課長 藤田 洋
 山梨県商工労働部 第九十三課長 藤田 洋
 山梨県商工労働部 第九十四課長 藤田 洋
 山梨県商工労働部 第九十五課長 藤田 洋
 山梨県商工労働部 第九十六課長 藤田 洋
 山梨県商工労働部 第九十七課長 藤田 洋
 山梨県商工労働部 第九十八課長 藤田 洋
 山梨県商工労働部 第九十九課長 藤田 洋
 山梨県商工労働部 第一百課長 藤田 洋

- 1 監査対象事項
貸付金の管理・運営について
- 2 監査の結果に関する報告の公表
平成15年2月21日付け山梨県公報号外第十号
- 3 監査の結果に基づき講じた措置の内容
※番号については、報告書の番号と一致している。

指 摘 事 項	講 じ た 措 置
(1) 平成11年度までの未回収債権について処理すべきもの (小規模企業者等設備導入資金) 連帯保証人等に対する催告も含めた回収手続きを実施する一方で、明らかに回収不能のものは不納欠損処理を行うべきである。	(1) 平成11年度までの未回収債権について処理すべきもの (小規模企業者等設備導入資金) 主債務者、連帯保証人とも所在調査を実施し、可能な限り請求してきたが、今後も継続して請求していく。また、出納局で策定した全庁的な債権管理ガイドラインに従い、無資力者等に対しては徴収停止、履行期限の特約等の法的手続きを行うとともに、明らかに回収不能なものについては、不納欠損処理を行う。
(2) 産業支援機構の審査手続き等について指導すべきもの	(2) 産業支援機構の審査手続き等について指導すべきもの

(小規模企業者等設備貸与資金及び県単独中小企業設備貸与資金貸付事業)
 連帯保証人の保証能力を確かめるために所得証明書の入手等の手続きを追加すべきである。また、貸付の翌年度に完了検査を行うことになっているが、平成12年度について6件の完了検査書がなかった。県の融資事業を適切に運用するため、産業支援機構の審査手続き等について指導されたい。

(小規模企業者等設備貸与資金及び県単独中小企業設備貸与資金貸付事業)
 業務方法細則を整備し、貸付時の申込み必要書類として所得証明書等を位置づけ、それにより保証能力の有無を確認している。産業支援機構において完了検査を実施し、整備した。今後は、業務方法書の規定に基づき、速やかに完了検査を行うよう指導した。

(3) 契約解除に伴う損失の負担と損失補償契約について検討すべきもの
 (小規模企業者等設備貸与資金及び県単独中小企業設備貸与資金貸付事業)
 契約解除の防止に努めるべく、産業支援機構の指導を行う一方で、県の損失補償責任を明確にするよう検討された。

(3) 契約解除に伴う損失の負担と損失補償契約について検討すべきもの
 (小規模企業者等設備貸与資金及び県単独中小企業設備貸与資金貸付事業)
 貸与審査会において、引き続き貸付先の財務状況、将来性等を慎重に判断したうえで決定するとともに、貸付先企業の事後指導をより綿密に行い、契約解除の防止に努める。
 また、平成15年度から機械類信用保険が廃止されたことに伴い、県補助金を創設したが、産業支援機構における貸倒引当金の適切な計上方法について検討し、県の損失補償責任を明確にした損失補償契約とした。

(4) 産業支援機構における貸倒引当金について検討すべきもの
 (小規模企業者等設備貸与資金及び県単独中小企業設備貸与資金貸付事業)
 貸倒引当金については、引当率の見直しも含め適切に引き当てるべきである。適切に計上するよう指導されたい。

(4) 産業支援機構における貸倒引当金について検討すべきもの
 (小規模企業者等設備貸与資金及び県単独中小企業設備貸与資金貸付事業)
 産業支援機構の財務状況を勘案しつつ、より適切な引当となるよう引当基準を設定した。

(5) リスク管理債権について今後適切に

(5) リスク管理債権について今後適切に